

# 経済産業省

20230426 保局第1号  
令和5年4月27日

一般社団法人日本コミュニティーガス協会 会長 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室長

## 今後の台風・豪雨対応の向上に向けた取組（情報収集体制の整備） における被害情報収集様式の改正について（周知依頼）

近年、台風・豪雨災害の激甚化が懸念され、極端な大雨の発生が今後も想定されることから、台風・豪雨に対する対応の向上のために自律的な情報集約・把握を行うための取組みの整備を図り、令和2年より運用しているところです。

一方、ガス業界の見直し要望を踏まえた事故報告の整理合理化を取り入れたガス関係報告規則（平成29年経済産業省令第16号）の改正を、この3月に施行したところです。この改正により供給支障事故に係る事故報告の要件が変更になっていることから、本取組みによる被害情報の内容、報告様式についても報告規則に整合するよう見直しを行うことといたしますので、ガス事業者等に対して、別添の台風・豪雨時の情報収集体制の運用に関して、周知方をお願いいたします。

### （添付資料）

- ・今後の台風・豪雨時の報告対応について
- ・台風・豪雨災害時の被害情報収集様式

## 今後の台風・豪雨時の報告対応について(赤字改正箇所)

【①実施内容】: 通常の事故報告対象以外のMETI報告を実施 ⇒ 臨時対応

### 【①発動条件・対象事業者】:

供給エリアにおいて、下記の(1)又は(2)の状態となった場合、臨時対応を開始

(1)警戒レベル4相当の「土砂災害警戒情報」等が概ね4時間以上継続発表※1

(2)市町村から警戒レベル4「避難指示」が発令

※1: 短時間の警戒レベル4等の場合は報告不要

ただし、個別の地域、個別の状況に応じて政府として必要と判断し、被害情報収集の指示が

発出された場合、当該指示に基づき個別対応

※個別対応の場合は、ガス安全室より保安監督部経由で個者へ状況確認(JCGAにもガス安全室より同報)

なお、上記発動条件に達した場合及び被害が発生した場合は、事業者から下記②のルートで臨時対応開始報告、臨時対応被害等報告を実施

### 【②報告・確認経路】:

事故報告と同じ経路(事業者 ⇄ 保安監督部(JCGA同報) ⇄ 安全室)

※報告・確認の際には、必ず産業保安監督部を経由(担当METIアドレスあて報告する。夜間・休日は産業保安監督部の防災携帯へも同報)

1

## 今後の台風・豪雨時の報告対応について

【③報告対象】: 発動条件に記載のエリアで発生した明らかに台風影響と判断される  
下記事象のみ

①土砂崩壊等による本支供給管の折損に伴う100戸未満の供給支障※1※2

②早急に防護が必要と判断される高圧・中圧の導管露出

③供給支障に至る卸供給の途絶等※3※4

※1 差水による供給支障の直接的な原因は、ガス管・継手部の腐食であることから対象外

※2 建物倒壊や浸水等の需要家側の事情に伴って、予防保全のためにガスの供給を停止した場合は対象外

※3 卸供給先が報告する(卸供給元からは報告不要)

※4 別系統等でバックアップ可能であれば対象外

【④報告単位】: 供給支障は1~30戸未満、30~60戸未満、60~100戸未満、100戸以上の単位

導管露出、卸供給の途絶等は1事象毎

※定時報告は、9時、12時、16時に報告(第1報は覚知後、速やかに報告)

なお、大きな状況変化が無い場合は報告省略(ガス事故報告に準じた報告)

※上記によらず、ガス事故報告に該当する供給支障発生時は速やかに報告

※報告対象が無い場合は、報告不要

2

## 今後の台風・豪雨時の報告対応について

### 【⑤報告様式】: 専用様式

※なお、明らかに台風・豪雨影響と判断される事象で、報告規則に基づく事故報告対象も合わせて専用様式で報告する(こちらは供給区域全域)

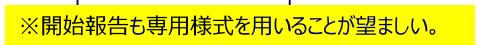
### 【⑥終了条件】: 警戒レベル3以下に低下後24時間経過 かつ

全報告対象の保安措置※完了(報告対象無し含む)

※レベル3以下になった場合は、緊急性を有する事象の発生リスクが低減したことから、報告頻度は保安措置を完了した時点とする

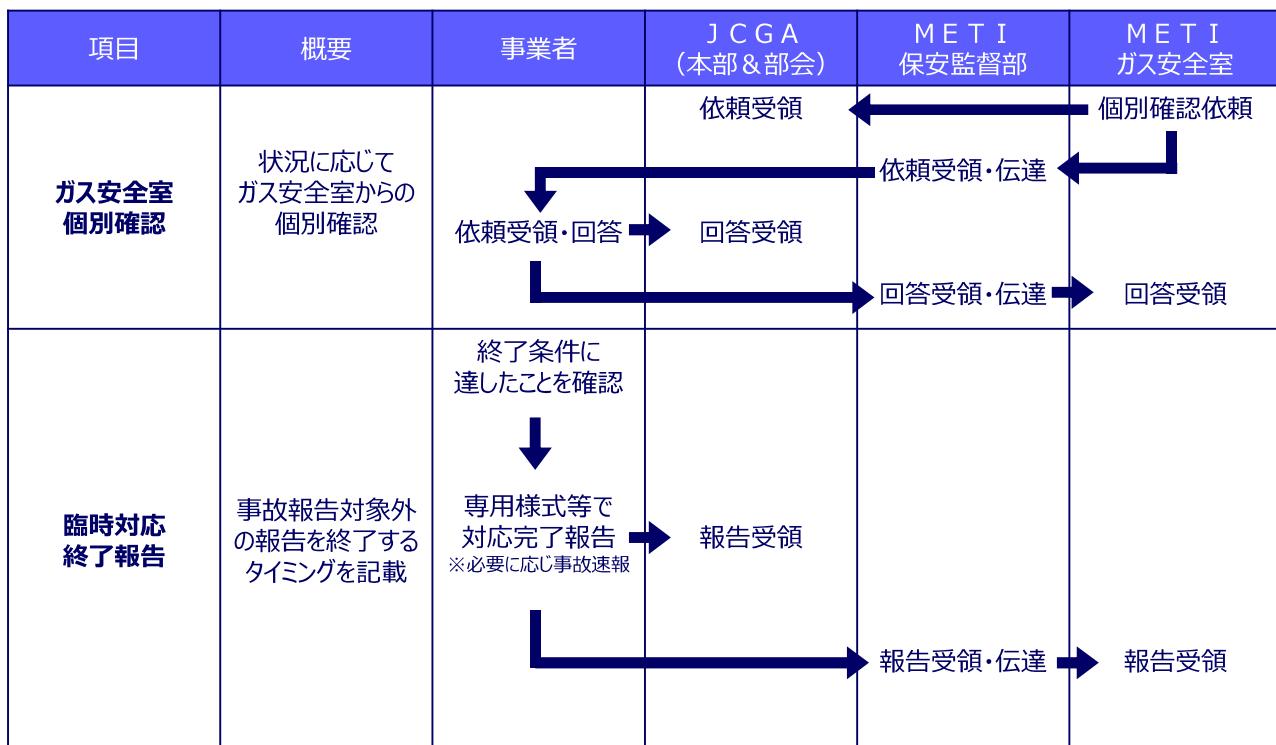
3

(参考)新たな報告の流れ(詳細はp3~5参照)

項目	概要	事業者	J C G A (本部 & 部会)	M E T I 保安監督部	M E T I ガス安全室
臨時対応 開始報告	事故報告対象外の報告を開始するタイミングで記載	発動条件の発生を確認  対応開始報告 被害第1報	 ※開始報告も専用様式を用いることが望ましい。	報告受領	 報告受領・伝達
定時報告	9,12,16時に専用様式で報告	現場対応  大きな変化有の場合 専用様式で 対応報告  ※必要に応じ事故速報	報告受領	 報告受領・伝達	報告受領

4

(参考)新たな報告の流れ(詳細はp3~5参照)



(参考)新たな報告ルールのイメージ(詳細はp1~3参照)

	100戸未満 導管露出・卸供給途絶	100戸以上
明らかに台風・豪雨影響 と判断される事象	発動条件に達した 対象エリアのみ 報告必要  ※専用様式のみ提出	事故報告に基づき 供給区域全域で 報告必要  ※速報・詳報に加え、 発動条件に達した場合、 専用様式も提出
上記以外	報告不要	事故報告に基づき 供給区域全域で 報告必要  ※速報・詳報のみ

## (参考)新たな報告様式

台風●号における被害状況と復旧見込み(○月○日○○時○○分 現在)

事業者	No.	被害件名	住所	被害規模(供給支障 <sup>※1</sup> )				被害規模(導管露出 <sup>※2</sup> )	即供給途絶 <sup>※3</sup>	対応状況	報告完了サイン	行政庁への要望事項等
				1～30戸未満	30～60戸未満	60～100戸未満	100戸以上 (事故報告対象)					
○○ガス	1											
	2											
	3											
	4											

注1:土砂崩壊等による本支供給管の折損に伴う100戸未満の供給支障<sup>※1</sup>※2

注2:場合は防護が必要と判断される高層・中層の導管露出

注3:供給支障に至る即供給の途絶等<sup>※3</sup>※4

※1 差が大きい場合の直接的な原因是、ガス管・継手部の腐食であることから対象外

※2 物質転換や汎用の需要家側の事情に伴って、予防保全のためにガスの供給を停止

した場合は対象外

※3 即供給先が報告する(即供給元からは報告不要)

※4 別系統等でバックアップ可能であれば対象外

## (参考)新たな報告様式

台風●号における被害状況と復旧見込み(〇月〇日〇時〇〇分 現在)

事業者	No.	被害件名	住所	被害規模(供給支障 <sup>※1</sup> )			被害規模(導管露出 <sup>※2</sup> )	卸供給途絶等 <sup>※3</sup>	対応状況	行政庁への要望事項等 報告完了サイン
				1~30戸未満	30~60戸未満	60~100戸未満				
○○ガス	1					100戸以上 (事故報告対象)		想定される障害内容	保安措置または 防護措置	
	2									
	3									
	4									

注1:土砂崩壊等による本支給管の折損に伴う100戸未満の供給支障※1※2

注2:早急に防護が必要と判断される高圧・中圧の導管露出

注3:供給支障に至る卸供給の途絶等※3※4

※1:差水による供給支障の直接受ける原因は、ガス管・継手部の腐食であることから対象外  
※2:建物倒壊や浸水等の需要家側の事情に伴って、予防保全のためにガスの供給を停止  
した場合は対象外

※3:卸供給先が報告する卸供給元からは報告不要

※4:別系統等でバックアップ可能であれば対象外